

令和3年度第1回室蘭市総合教育会議

会議録

## 令和3年度第1回室蘭市総合教育会議 会議録

### 1 日 時

令和3年8月25日（水）

開会 午後3時00分 閉会 午後3時30分

### 2 場 所

室蘭市役所2階大会議室

### 3 次 第

#### 1. 議 題

(1) 室蘭市小・中学校における不登校・いじめの状況報告について

(2) いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備について

### 4 出席者

青山市長 國枝教育長 谷藤委員 前田委員 奈良委員 稲川委員  
和野総務部長 伊藤教育部長 西舘教育部次長 高田教育指導参事  
齋藤総務部総務課長 坂口教育部総務課長 山口学校教育課長  
椎名指導主事 河内指導主事 佐々木生涯学習課主幹  
佐藤生涯学習課主幹 伏見図書館長 本野学校給食センター所長

伊藤教育部長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回室蘭市総合教育会議を開会いたします。総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長により設置される会議でございまして、市長と教育委員会が意見交換する機会を設けることで、十分な意思疎通を図り、教育施策の方向性を共有しながら、連携して教育行政を推進することを目的としています。

それでは、お手元の次第に従いまして、本日の協議事項に入ります。ここからは、議長を市長に務めていただきます。よろしくお願いいたします。

青山市長

以後、私のほうで進行を務めさせていただきます。皆さん方におかれましては、日頃より本市の教育行政にご理解、ご助言を賜っていることに感謝申し上げます。

本日の協議事項は、「室蘭市小・中学校における不登校・いじめの状況報告」、「いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備」についての2つの協議事項となっております。

また、道内の自治体において、残念なことに、いじめの事案がありまして、二度と同じ事を繰り返してはならないという思いで、本市としてもしっかりと体制を構築することでできたらと思っております。

それでは、「室蘭市小・中学校における不登校・いじめの状況報告」について、事務局の説明をお願いします。

河内指導主事

それでは、私から協議事項1の「本市小・中学校における不登校・いじめの状況報告」についてご説明申し上げます。協議事項(1)資料をご覧ください。この資料につきましても、文科省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果をもとに、例年報告しているものです。

まずは、令和2年度における不登校の状況についてです。不登校の定義については、1ページ下段、参考④の記載内容をご確認ください。この調査では「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にある

ため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いたもの」としています。

次に、認知件数についてです。1ページの表1、表2にありますように、令和2年度は小学校で52件、中学校で75件であり、昨年度1年間で合計127件の不登校が確認されております。また、同じく1ページの参考①、参考②にありますように全国的な傾向でもありますが、本市においても不登校発生率が上昇傾向にあり、特に令和2年度は小学校において発生率が上昇しております。また、参考③にありますように、本市においては中学校2年生の新規不登校数が多くなっており、近年は、全体的に新規不登校数が増えてきております。

次の2ページをご覧ください。不登校に対する相談指導についてです。表3、表4をご覧ください。小学校では学校外での相談指導について、適応指導教室が11件と最も多く、次に病院、児童相談所の順、中学校では学校外で病院が26件、以降、適応指導教室、児童相談所の順となっております。

次に、不登校の要因についてです。同じく2ページの表5をご覧ください。小・中ともに、表の1番下の段にある「本人の無気力・不安」が1番多い要因として挙げられています。2ページ下段の参考⑤をご覧ください。一昨年度の文科省通知では、不登校児童生徒への支援について、学校復帰のみを目標とせず、社会的自立を目指す必要性について初めて言及されたところがございます。

次に、いじめの認知状況についてです。3ページをご覧ください。いじめの定義については、3ページの中ほどの参考⑦に記載しているとおりで、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」となっています。

まず、件数につきましては、3ページの表6、表7にございますように令和2年度は、小学校で20件、中学校で26件を認知しており、昨年度1年間で合計46件のいじめが認知されております。同じく3ページの参考

⑥をご覧いただくと、昨年度小学校において大きく、いじめの認知率が下がったことがわかりますが、参考⑧にございますように、いじめの認知件数が多い学校については、いじめの認知力が高い学校だという考え方もございますので、今後も各校の状況を注視して参ります。

続いて、4ページのいじめ発見のきっかけですが、例年同様、アンケートからの発見が1番多いものでございました。次に、同じく4ページの3番、いじめの態様について、各学校と確認した内容となっております。上から4番目の「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」という項目については、小中どちらの案件も、じゃれ合いのような状況でうまく力を加減できずに、ケンカになったような状況とのことを確認しております。下から4番目の「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」という項目については、筆記用具を隠されたことを確認しております。下から3番目については、「嫌なこと」として、消しゴムを投げられたりしたことを確認しております。続いて4番、いじめの現在の状況についてですが、表の2段目に、「3ヶ月以上」とあります。これは、3ページ下段の参考⑨、いじめの解消についての説明にもありますように、いじめの解消までには少なくとも3ヶ月は学校が見守るという考えからです。そしてこちらに小学校で1件の記載がありますが、現在は既に3ヶ月以上経過し、学校としても安全な状況であることを確認しております。また学校が把握しきれていないいじめ問題が現在進行している可能性もありますことから、各学校へは、常に新たないじめが起きている可能性を視野に入れながら、引き続き注意深く見守っていくよう、指導しているところでございます。

最後に、本市における今年度のいじめの問題への取組についてでございますが、「室蘭市いじめ防止基本方針」及び「室蘭市いじめ問題総合対策」、また市内全ての小・中学校で策定しております学校ごとの「いじめ防止基本方針」に基づきまして、未然防止並びに早期発見・事案対処の観点からの取組を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

青山市長

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問等はありませんか。

4ページのいじめの発見のきっかけについて、学級担任の発見が、小・中ともに0件で、アンケートなどの調査によつての発見が、小学校15件、中学校23件となっているが、おそらく、SNSやインターネットに関するところかなと想像するが、この結果について、どう捉えているのか。

河内指導主事

学級担任の発見が少ないことに関しては、SNS等でのいじめ等があることから、中々、学校でいじめが表に出にくい状況になっていると受け止めております。

そして、アンケートでの発見が多いことに関しては、表の下に記載してある内訳で、本人からの訴えも少ない件数になっているのですが、子どもが先生に言うとなると、チクっただろというような形で訴えているところが周りにも見えてしまうような状況もありますことから、アンケートでの発見が多くなっているのではないかなと考えているところでございます。

青山市長

ほかに、ご質問等はありませんか。

谷藤委員

2ページの不登校について、表4にある中学生の学校外の相談で、病院診療所の件数が多いですが、これは病氣的な相談なのか、それとも精神的なものなのか。

河内指導主事

こちらにつきましては、はっきりとそれがどちらのものかという分類では調査をしておりますが、私どもの今までの経験からしますと、心のほうの相談が多いというふうに考えております。

谷藤委員

不登校の要因において、学校に係る状況というのは、あまり件数はないですが、4ページのいじめの態様では、学校内の件数が多いのかなと思うのですが、いじめに

よる不登校は結構あるものなのか。

河内指導主事

2ページの表にいじめの項目がありまして、これはいじめが原因で不登校というのは、0件となっはいるのですが、例えば、無気力・不安が多いことに関しては、最初のきっかけは様々なものがあり、今多いのはゲームをきっかけとして、生活リズムが乱れているということが、コロナ禍の影響もあって多いということは聞いているのですが、長期化の要因については、あくまでもそこをきっかけとして、生活リズムが崩れていくうちに、無気力・不安になっていくということで、結果として無気力・不安の件数が多いというふうに考えております。

青山市長

ほかに、ご質問等はありませんか。

奈良委員

2ページの表3で、相談指導における学校外の病院診療所のところで、相談指導というのは、ただ相談を受けるところなのか、病院の場合は診断書がでたり、治療したりという事例もあるのでしょうか。

河内指導主事

事例はございます。

奈良委員

割合としては、治療などをしてるケースはどのくらいあるのか。

河内指導主事

病院診療所の件数は、小学校が10件、中学校が26件となっていますが、病院にかかった場合、多くの場合は1回で終わりということではなくて、何ヶ月か続けて通って、そこで場合によっては、投薬治療があるということは聞いております。

奈良委員

ちなみに、どのような診断名なのか。

河内指導主事

様々なお子さんがおりますので、うつ傾向や発達障害を抱えているというような場合もあって、それが原因で行きづらさに繋がっていたりということもありますので、

中々、一概にどういう診断が多いというところまではわからないのですが、様々な状況があるかと思います。

稲川委員

その件に関しては、私のところにも頭が痛い・お腹が痛いなど、不定愁訴というのですが、受診される方が多いと思います。養護の先生もまずは医者に重大な病気がないかを確認してもらって、それから心のことについて取りかかると思います。我々もそうなんですけど、色々な症状があると、きちっと何か疑わしい病気がないかを考え、何かを見逃したらいけないので、検査をしたりとか、検査をしなくてもいいだろうということをお話しします。そういう中で、お母さんに今回は心のほうかなという形で言うと、今度は、スクールカウンセラーや担任の先生に再度相談する様に指導すると思います。不定愁訴が長引く場合、多くは起立性調節障害という自律神経の乱れという形で、どうしても朝起きれないとか、めまいがするとか、立ちくらみがするというような症状でお薬をだすということもあります。心身症としての不登校の場合は、カウンセリングというのものもあるんですけども、そこまで病名を付けてやるかどうかというと、30分以上お話を聞きながら時間をとってやるという形になるので、複数のお医者さんがいる総合病院とか、太陽の園とか、三恵病院まで行くのかな、そういう札幌から児童精神科医が来てるようなところに行きながら色々やっているといます。学校や教育委員会としてどこまで病名を把握できるかということ、ちょっと難しいのかなと思います。

また、2ページの3の不登校の要因の中に、無気力・不安とあるんですけど、これは国のフォーマットなんでしょうけど、ちょっと子どものほうに責任を転嫁しているような気がして、どうして子どもが無気力になってしまったのかということの検討が必要なのかなと思うんですけど、これは全国をまとめるのにこういう形にしたのはいいのですが、個人の資質もあると思うんですけど、これが本人の責任かっていうと、きっと本人の責任ではないはずですよ。せつかく統計をとっても、これだと

もったいないから、もうちょっとこれに対して自分たちがどういうことをやったかっていうのをちょっと書かれた方がいいのかなという気がします。

青山市長

ほかに、ご質問等はありませんか。それでは、次の協議事項に移りたいと思います。

続きまして、「いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備」について、事務局の説明をお願いします。

河内指導主事

それでは、協議事項（２）の「いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備について」ご説明申し上げます。

平成２５年に制定されました「いじめ防止対策推進法」に基づき、これまで本市では、「室蘭市いじめ防止基本方針」を定め、学校ごとの「いじめ防止基本方針」を策定して対策に取り組んでいるところですが、全国的に、いじめによる重大事態の発生が増加傾向にあるほか、道内でも、登別市で中学１年生が自ら命を絶つ事案が発生するなど、いじめ防止対策をより一層強化していく必要があると考えております。

また、万が一、いじめによる心身被害や不登校などの重大事態が発生した場合には、原因調査、把握、再発防止に向けて、迅速な対応が必要となりますが、本市の現状の組織体制では難しいため、いじめ防止対策推進法に基づく組織体制の整備が急務となっております。

それでは、協議事項（２）資料１をご覧ください。はじめに、いじめ防止対策推進法に基づく組織についてでございます。いじめ防止対策のための組織として、「いじめ問題対策連絡協議会」と「教育委員会の附属機関」があり、重大事態発生時の調査組織として「学校又は学校設置者の置く調査組織」と「地方公共団体の長の附属機関」があります。

具体的には、資料２をご覧ください。①の「いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめ防止等に関する機関、団体の連携を図るための組織で、学校、市教委、児童相談所、警察等の関係機関で構成されるもので、青少年問題協議会と構成がほぼ同じであることから、青少年問題

協議会と兼ねて設置運営している自治体もあります。②の「教育委員会の附属機関」、仮に「いじめ防止対策審議会」としてはありますが、教育委員会といじめ防止対策連絡協議会との円滑な連携のもと、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするための組織であります。次に、②+の「学校又は学校設置者の置く調査組織」は、いじめによる児童生徒の生命、心身、財産の被害、不登校等の重大事態が発生した際に、事実関係を明確にするための調査を行うもので、重大事態発生時には、必置の機関で②の「教育委員会の附属機関」と兼ねている自治体が多い組織であります。次に、③の「地方公共団体の長の附属機関」、仮に「いじめ調査委員会」としてはありますが、②+の組織から調査報告を受けた首長が、必要に応じて設置する機関で、再度調査する場合には、第三者機関を置く場合がほとんどで、さらに、②+の組織が第三者機関である場合には、この機関は、非常設とすることも考えられるものであります。

次に、資料3をご覧ください。道内、他都市の状況ですが、①の「いじめ問題対策連絡協議会」は、設置していない自治体がありますが、一方で、そのような自治体におきましても、任意の協議会などにより、いじめ対策において連携する機関による情報交換などは行われている場合が多いです。次に②と②+の組織につきましては、ほとんどの自治体が兼ねて設置しているものであります。次に③の組織は、ほとんどの自治体が、非常設として設置しているものであります。

それでは、資料1に戻っていただき、2の「室蘭市における組織体制整備の方針」についてでございます。①の「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、青少年問題協議会と構成員がほぼ同じのため、同協議会を兼ねる形で設置運営することとし、協議会の新設をしない方向で考えております。②と②+の組織につきましては、「いじめ防止対策審議会」として、いじめ防止対策と、重大事態発生時の調査を実施する組織を考えております。次に、③の「いじめ調査委員会」につきましては、②+の調査報告を受けた場合に、市長が必要と判断したとき

に設置することになりますが、②+でしっかりと調査できると考えており、③は、非常設の組織として設置することを考えております。

次に、今後のスケジュールでございますが、本日、総合教育会議としての方向性が固まりましたら、次回、11月頃に、2回目の総合教育会議を開催し、組織の内容、所掌事項、構成員、条例の内容等について、協議し、その後、青少年問題協議会を開催し、方向性を協議し、12月議会の総務常任委員会で、組織体制整備の方向性を報告し、令和4年第1回市議会定例会に、新規制定条例、改正条例を提案、令和4年7月に組織立ち上げというスケジュールを考えておりますが、もちろん、今後の状況により、変更等はございます。

次に、資料4の組織体制イメージをご覧ください。この図では、今回整備を検討している各組織を下段に記載し、学校、市教委、市長との関係性について、大まかにまとめたものとなっております。

最後に、資料5は、今回整備を予定している組織についての「いじめ防止対策推進法」の規定となっております。説明は以上でございます。

青山市長

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問等はありませんか。

谷藤委員

「いじめ問題対策連絡協議会」というのは、防止ですかそういったものを協議し、「いじめ防止対策審議会」というのは、重大事態が起きた時にさらにそれを掘り下げて調べるということですか。

坂口教育部総務課長

「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、関係団体の連携を主に目的としておりまして、その前段階で「いじめ防止対策審議会」、こちらの方で室蘭市のいじめ防止対策について、審議をして、その内容を連絡協議会に上げていくというようなイメージであります。プラスといたしまして、「いじめ防止対策審議会」の方で、重大事態が起きた時にも、こちらで調査を実施していく

イメージで考えているところでございます。

青山市長

ほかに、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、本日の協議事項を終了し、進行を事務局に返します。

伊藤教育部長

これもちまして、令和3年度第1回総合教育会議を終了いたします。次回は、11月を予定しておりますので、改めてご案内させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。